

浮島丸訴訟上告審決定

(最高裁 2004年11月30日決定)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)



平成15年(才)第1634号

平成15年(受)第1744号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成13年(ネ)第3260号公式陳謝等請求事件について、同裁判所が平成15年5月30日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は、単なる法令違反を主張するものであるか、あるいは立法府の裁量を論難するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成16年11月30日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 金 谷 利 廣

裁判官 濱 田 邦 夫

裁判官 上 田 豊 三